

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定）（参考）

多摩都市計画多摩市特別産業地区地区計画を次のように決定する。

17-3-11

名 称	多摩市特別産業地区地区計画
位 置 ※	多摩市貝取字九号、字十号各地内
面 積 ※	約1.2ha
地区計画の目標	<p>本区域は、多摩ニュータウンの鎌倉街道西側に位置し、多摩ニュータウン開発以前より多摩市の誘致企業が立地されており、乳製品、清涼飲料水、菓子製品の製造を行い、市内小中学校への学校給食パンの提供や地元雇用などのかかわりを通じて、地域に貢献し定着してきた地区である。</p> <p>このようなことから、今後とも多摩市としての重要な産業地区として、また都市経営の面から安定した企業誘致を目標に、本社機能や地元雇用が図れるよう、多摩ニュータウンの適正な機能配分を考慮し、総合的なニュータウンの形成を図る必要がある。このため、周辺の住宅地や学校などの公共施設、さらに多摩の丘陵地の景観づくりや環境に配慮した産業立地を確保する地区として、良好な操業環境の維持増進と住民の利便増進のためのサービス施設の立地を誘導することを目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>多摩ニュータウンの適正な機能配分を実現するため、それぞれの地区の特性に応じた有効な土地利用を図る。</p> <p>1 「特別産業地区」 産業立地を確保する地区としての良好な操業環境の維持増進を図る。</p> <p>2 「生活サービス地区」 住民の利便増進のためのサービス施設の立地を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>良好な操業環境と住民の利便増進を図ることを目的として、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を設ける。</p> <p>また、潤いのある都市景観を創出するために、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を設ける。</p>

地区整備計画	地区の区分	名称	特別産業地区	生活サービス地区
		面積	約0.9ha	約0.3ha
	建築物等に 関する 事項	建築物の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 事務所 2 店舗、飲食店 3 多摩市特別産業地区建築条例で認めるもの。	次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 事務所 2 建築基準法施行令第130条の5の2第1号、第2号、第5号及び建築基準法施行令第130条の5の3第2号、第3号に掲げるもの。 3 建築基準法施行令第130条の5の2第3号、第4号に掲げるもの。 4 建築基準法別表第2(イ)項第8号に掲げるもの。
		建築物の敷地面積の 最低限度	2,000㎡	1,000㎡
	壁面の位置の制限	建築物(地階を含む。)の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.0m以上とする。		
	建築物の高さの最高 限度	地盤面から20m以下とする。 なお、地盤面は基準時における地盤面とする。		
	建築物の形態又は意 匠の制限	建築物は、良好な都市景観を形成するためにふさわしい構造及び形態を有するものとする。		
	垣又はさくの構造の 制限	道路及び自転車歩行者専用道路に面する場所に設ける垣、さくの構造は、安全性に配慮し、地区の環境に配慮したものとする。ただし、他の法令等により設置が義務づけられたものは、この限りでない。		

※は知事同意事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲は、計画図表示のとおり」

(理由) 産業立地を確保する地区としての良好な操業環境の維持増進と住民の利便増進のためのサービス施設の立地を図ることを目的として、地区計画を決定する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

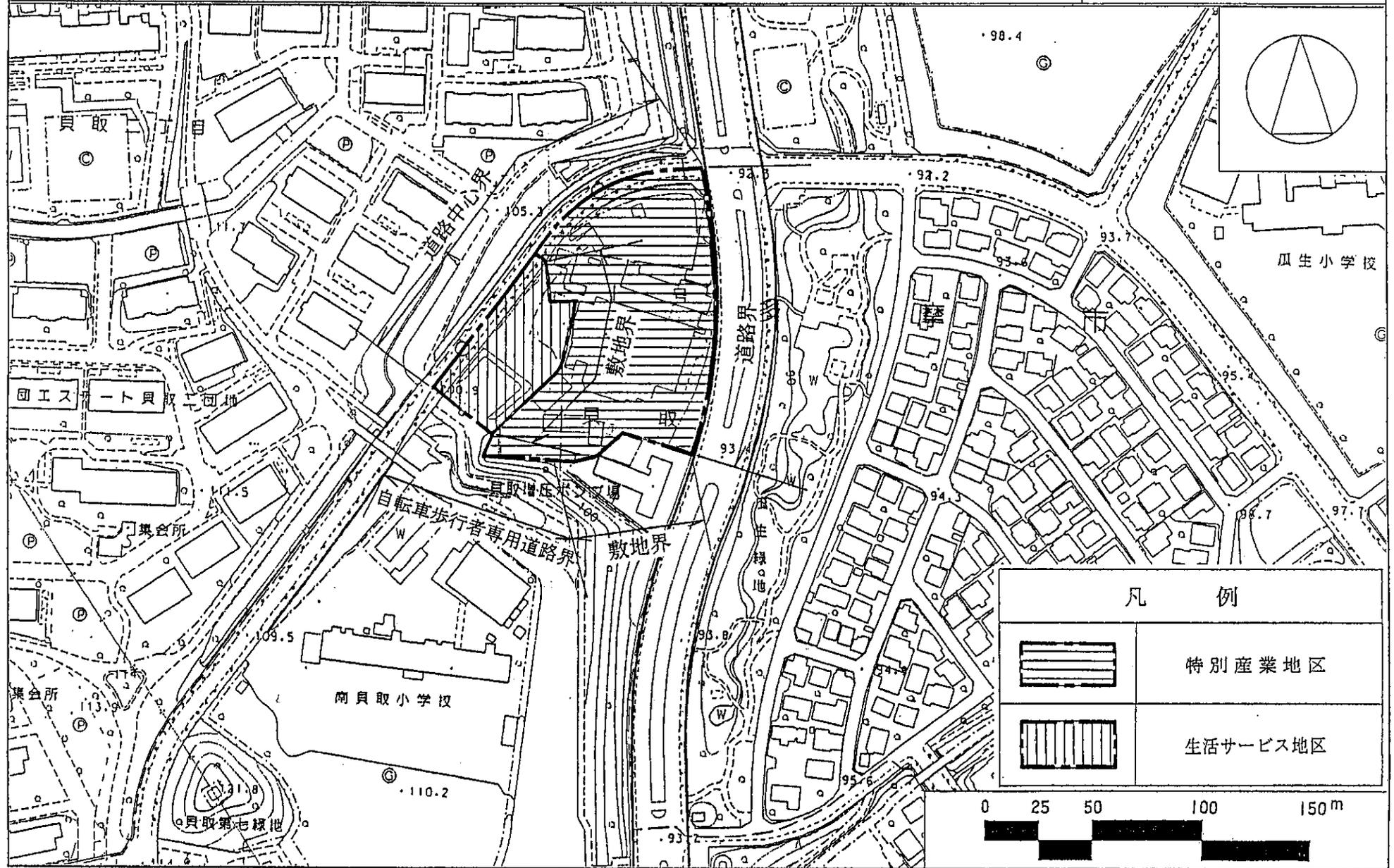
地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築 物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
多摩市特別産 業地区	—	—	—

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

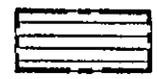
地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
多摩市特別産業 地区	—	—

多摩都市計画地区計画
 多摩市特別産業地区地区計画

計画図 (多摩市決定)



凡 例

	特別産業地区
	生活サービス地区

